令和　８　年　　第　６　回

雫石町農業委員会総会

会　　議　　録

令和　８　年　６　月　22　日開催

雫　石　町　農　業　委　員　会

令和８年第６回雫石町農業委員会総会会議録

１　開催日時　令和８年６月 22 日（月）　午後２時 00 分
２　開催場所　雫石町役場大会議室

３　出席した委員

農業委員

１番	藤村　正彦
４番	髙橋　浩之
５番	砂壁　純也
６番	坂下　千枝子
７番	前　　茂見
８番	川口　英敏
９番	八丁野 よし子
10 番	松本　光正

農地利用最適化推進委員

雫　石	階　　保
雫　石	木村　正美
雫　石	横手　克文
雫　石	小谷地　昇
御　所	吉田　光彦
御　所	米澤　晃
御　所	新田　善男
御　所	髙橋　大和
西　山	柿木　一明
西　山	荒塚　秀則
西　山	山本　長栄
西　山	袖林　一
御明神	小志戸前　健一
御明神	新田　華織
御明神	松ノ木　奈々子
御明神	下川原　幸宏

４　欠席した委員

農業委員　　２番　晴山　英俊　３番　山崎　忍　11 番　黒沢　菜穂子

推進委員　　西山　滝澤　美紗子　御明神　南野　仁

５　議事

報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出について
報告第２号　農地法第１８条第６項の規定による届出について
報告第３号　農地の現状変更に関する届出について
議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第３号　農用地利用集積等促進計画の案に対する意見決定について
議案第４号　適用外証明願に対する可否決定について

６　職務のため出席した職員

局長　畠山　康　　事務局長補佐　高橋　直也　　係長　松ノ木　拓也

開会時間　午後２時00分

議　長　　ただ今から、令和８年第６回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は農業委員８名、推進委員16名、計24名です。
雫石町農業委員会規則第１１条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。
始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

畠山局長　　（資料に基づき説明）

議　長　　事務局より報告がありましたが、確認したいことなどございませんか。

委　員　　（なし）

議　長　　なければ会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第１３条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委　員　　「異議なし」の声

議　長　　異議なしと認め、会議録署名人には ５番 砂壁純也委員、７番 前茂見委員、書記には事務局の 高橋事務局長 補佐、松ノ木 係長 を指名いたします。
次に報告第１号～第３号を行います。事務局の説明を求めます。

松ノ木係長　　それでは、報告第１号～第３号について説明いたします。なお、説明は要点のみとしますのでご了承願います。
総会資料の３ページをご覧願います。
報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出について」、表のとおり９件提出があり、全て相続により農地の権利を取得したものです。
総会資料の４ページ～９ページをご覧願います。
報告第２号「農地法第１８条第６項の規定による届け出について」表のとおり14件提出がありました。
番号１の解約理由は、労働力不足のためです。
番号２、３の解約理由は、第三者へ売買するためです。
番号４、11～14の解約理由は、農地中間管理事業へ切り替えるためです。関連する案件を、このあと議案第３号で、ご審議いただきます。
番号５～10の解約理由は、賃借人の後継者である子に経営移譲するためです。関

連する案件を、このあと議案第１号で、ご審議いただきます。
総会資料の 10 ページをご覧願います。
報告第３号「農地の現状変更に関する届出について」、表のとおり１件提出がありました。
番号１、届出人、〇〇。田５筆、面積計 7,330 ㎡。変更の目的及び理由は、盛土して圃場レベルを上げ、排水性を高めるためです。
場所は参考資料の１ページにあります 『現状変更①：〇〇』 となっているところで、位置は参考資料の３ページ～４ページにありますように、〇〇から〇〇へ位置する場所です。
本件は、令和７年第 10 回総会において承認をいただきました農地の現状変更事業につきまして、当初予定しておりました工期での完了が困難となったため、工期の延長をお願いするものでございます。
延長の理由といたしましては、盛土材となる土砂の十分な量を確保することに時間を要し、当初予定しておりました工期での完了が難しくなったためです。
現地を確認したところ、参考資料の５ページ～７ページにありますように、工事の途中段階ではありますが、盛土材となる土砂が現場内に搬入･仮置きされており、農地の盛土作業中であることを確認してまいりました。
工事完了後は、引き続き牧草を作付ける予定であるため、周辺農地や道路への影響はないと考えます。
以上で報告を終わります。

議　長　　事務局から報告がありましたが、これに質問などございませんか。

委員　　（なし）

議　長　　なければ、報告第１号～第４号を終わります。
次に、議案第１号、農地法第３条第１項の規定による、許可申請に対する可否決定について議題といたします。
事務局の説明を求めます。

松ノ木係長　　議案第１号について説明いたします。
総会資料の 11 ページをご覧ください。
番号１、〇〇、畑１筆、面積 248 ㎡、３条無償移転、譲渡人　〇〇、譲受人〇〇。
申請事由は、譲受人の新規就農のためです。
場所は参考資料の１ページにあります 『３条①：〇〇・〇〇』 となっているところで、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の９ページ～10 ページをご覧ください。
番号２、〇〇、田５筆、面積計 1,086.33 ㎡、３条有償移転、譲渡人　〇〇、譲受人　〇〇。
申請事由は、譲受人の規模拡大のためです。
場所は参考資料の１ページにあります『３条②：〇〇・〇〇』となっているとこ

ろで、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 13 ページ～14 ページをご覧ください。

総会資料の 12 ページをご覧ください。

番号３、〇〇、田 38 筆、畑７筆、面積計 90,474.65 ㎡、３条使用貸借、貸付人　〇〇、借受人　〇〇。

申請事由は、農業者年金特例付加年金を受給することを目的として、子に経営移譲するためです。

場所は参考資料の２ページのポイント全てです。詳細な位置などは参考資料の 17 ページ～38 ページをご覧ください。

それでは総会資料の 16 ページをご覧ください。

番号４～番号９の、３条賃貸借における申請事由につきましては、借受人である〇〇が、父から経営移譲を受けるためですので、それぞれの申請事由及び借受人説明は省略させていただきます。

番号４、〇〇、田３筆、面積計 7,699 ㎡、３条賃貸借、貸付人　〇〇。

申請事由は、借受人が父から経営移譲を受けるためです。

場所は参考資料の１ページにあります 『３条④：〇〇・〇〇』 となっているところで、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 39 ページ～40 ページをご覧ください。

番号５、〇〇、田２筆、面積計 5,401 ㎡、３条賃貸借、貸付人　〇〇。

場所は参考資料の１ページにあります『３条⑤：〇〇・〇〇』となっているところで、南側の点は〇〇から〇〇へ約 500ｍ、東側の点は〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 39 ページ～40 ページ、45 ページ～46 ページをご覧ください。

番号６、〇〇、田２筆、面積計 5,166 ㎡、３条賃貸借、貸付人　〇〇。

申請事由は、借受人が父から経営移譲を受けるためです。

場所は参考資料の１ページにあります『３条⑥：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ約 500ｍ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 39 ページ～40 ページをご覧ください。

総会資料の 17 ページをご覧ください。

番号７、〇〇、田２筆、面積計 3,757 ㎡、３条賃貸借、貸付人　〇〇。

申請事由は、借受人が父から経営移譲を受けるためです。

場所は参考資料の１ページにあります『３条⑦：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 49 ページ～50 ページをご覧ください。

番号８、〇〇、田２筆、面積計 5,815 ㎡、３条賃貸借、貸付人　〇〇。

申請事由は、借受人が父から経営移譲を受けるためです。

場所は参考資料の１ページにあります『３条⑧：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 49 ページ～50 ページをご覧ください。

番号９、〇〇、田６筆、面積計 12,524 ㎡、３条賃貸借、貸付人　〇〇。

申請事由は、借受人が父から経営移譲を受けるためです。

場所は参考資料の１ページにあります『３条⑨：〇〇・〇〇』となっているところで、南側の点は〇〇から〇〇へ、東側の点は〇〇から〇〇へ、北側の点は〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 53 ページ～54 ページ、57 ページ～58 ページ、61 ページ～62 ページをご覧ください。

また、総会資料 19 ページ～23 ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議　長　　事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を行います。

始めに、８番 川口委員 にお願いいたします。

８番 川口委員　　８番 川口です。

６月 16 日、私、階 推進委員、滝澤 推進委員、柿木 推進委員の４班４名と事務局で現地を確認してきました。

番号３は農業者年金に係る使用貸借であるため省略しましたが、それ以外の申請について報告いたします。

番号１については、現地を確認したところ参考資料 11 ページのとおりの状況であり、贈与後も野菜を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。

番号２については、現地を確認したところ参考資料 15 ページのとおりの状況であり、売買後も引き続き野菜を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。

番号４については、現地を確認したところ参考資料 41 ページ～42 ページのとおりの状況であり、賃借後も引き続き水稲を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。

番号５については、現地を確認したところ参考資料 43 ページ、47 ページのとおりの状況であり、賃借後も引き続き水稲を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。

番号６については、現地を確認したところ参考資料 41 ページ～42 ページのとおりの状況であり、賃借後も引き続き水稲を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。

番号７については、現地を確認したところ参考資料 51 ページ～52 ページのとおりの状況であり、賃借後も引き続き水稲を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。

番号８については、現地を確認したところ参考資料 51 ページ～52 ページのとおりの状況であり、賃借後も引き続き水稲を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。

番号９については、現地を確認したところ参考資料 55 ページ、59 ページ、63 ページのとおりの状況であり、賃借後も引き続き水稲と牧草を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。

以上で報告を終わります。

議　長　　現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

委員　　（なし）

議　長　　なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員　　（全員挙手）

議　長　　全員挙手ですので、議案第１号の番号１～９については、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第２号、農地法第５条第１項の規定による、許可申請に対する意見決定について議題といたします。
事務局の説明を求めます。

松ノ木係長　　議案第２号について説明いたします。
総会資料の 24 ページをご覧ください。
番号１、〇〇、畑１筆、面積 732 ㎡、売買、譲渡人　〇〇、譲受人　〇〇。
転用理由は、住宅を新築するための永久転用であります。
場所は参考資料１ページにあります　『５条①：〇〇・〇〇』、となっているところで、〇〇から〇〇に約１Ｋｍの場所になります。詳細な位置などは参考資料の 65 ページ～66 ページをご覧ください。
本案は、計画面積も妥当であり、申請農地は 10 ヘクタール以上の一団の農地であることから第１種農地に区分され、住宅等で集落接続して設置されることから、例外規定に該当すると判断されますので、農地転用許可基準を満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。

議　長　　事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を 柿木推進委員 にお願いいたします。

柿木推進委員　　柿木です。
番号１について、報告いたします。
現地を確認したところ参考資料の 67 ページのとおりで、自己保全管理の状況でした。
農地区分等は事務局の説明のとおりであり、敷地は転圧施工後に砂利を敷くため、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断してきました。
以上で報告を終わります。

議　長　　現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

委　員　　（なし）

議　長　　なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委　員　　（全員挙手）

議　長　　全員挙手ですので、議案第２号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第３号、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見決定について議題といたします。
事務局の説明を求めます。

松ノ木係長　　議案第３号について説明いたします。
総会資料の 25 ページをご覧ください。
こちらは、公益社団法人岩手県農業公社が出し手の農家から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得するのと同時に、受け手である担い手に対し転貸による利用権設定を一括で行うものです。
番号１、〇〇、田３筆、面積計 4,471 ㎡、新規、貸付人　〇〇、借受人　〇〇、期間９年５ヵ月。
番号２、〇〇、田６筆、面積計 4,638.09 ㎡、新規、貸付人　〇〇、借受人　〇〇、期間 10 年３ヵ月。
番号３、名子、田７筆、面積計 4,240 ㎡、新規、貸付人　〇〇、借受人　〇〇、期間 10 年３ヵ月。
番号４、〇〇、田７筆、面積計 23,202 ㎡、新規、貸付人　〇〇、借受人　〇〇、期間９年５ヵ月。
本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。

議　長　　事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委員　　（なし）

議　長　　なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員　　（挙手多数）

議　長　　挙手多数ですので、議案第３号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第４号、適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

松ノ木係長　　議案第４号について説明いたします。
総会資料の 28 ページをご覧ください。
番号１、〇〇、畑１筆、面積 406 ㎡、所有者　〇〇。
非農地の事由は、平成５年頃に、亡き父が家業の資材を置くための物置小屋を新築し、現在に至ったためです。
場所は参考資料の１ページにあります『適用外①：〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇の場所になります。詳細な位置などは参考資料の 69 ページ～72 ページをご覧ください。
以上、説明いたしました案件にかかる現地確認書を総会資料 29 ページに添えております。非農地となってから 20 年以上経過しており、農地に復旧することが困難であることから、非農地として証明することはいたしかたないと考えます。
以上で説明を終わります。

議　長　　事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を 階 推進委員 にお願いいたします。

階 推進委員　　階です。
番号１について、報告いたします。
現地を確認したところ参考資料の 71 ページのとおり物置小屋が建っており宅地となっておりました。
現在の状況となってから 20 年以上が経過していることから、適用外も止むを得ないと判断されます。
以上で報告を終わります。

議　長　　現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

委員　　（なし）

議　長　　なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員　　（全員挙手）

議　長　　全員挙手ですので、議案第４号は、原案のとおり決定いたしました。
以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会としま

す。大変お疲れ様でした。

閉会時刻　午後　２時35分

以上が令和８年６月22日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和　８　年　６　月　22　日 開催

議　　長　　会　長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名人　　５番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

７番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿